

## (こども未来部)

### 【子育て世帯訪問支援事業】

#### (質問)

子育て世帯訪問支援事業について伺います。この事業は、養育に課題を抱える家庭やヤングケアラーがいる家庭等を対象に、家事や育児における必要な支援を実施するための委託事業とのことですが、予算編成時の想定利用家庭数及び想定延べ日数と、実際の利用家庭数を教えて下さい。また、2事業者に委託したとのことですが、業者選定はどのように行われ、実際に、どういった事業者が担われたのか、教えて下さい。

#### <答弁>

予算編成時は50世帯が延べ1200日利用することを想定していましたが、実際は8世帯で延べ120日の利用でした。また、事業の性質上、事業に従事する訪問支援員に求める、子育て支援と生活支援の両方に対応できる専門性などを条件に付した上で公募を行い、介護保険サービス事業所とベビーシッター派遣事業所の二社を選定しました。

#### (質問)

養育に課題を抱える家庭が対象とのことですが、そもそもこの家庭でも養育に何かしらの課題を抱えており、養育に課題のない家庭などほとんど無いように思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。また、本事業の対象となり得る家庭はどのくらいあると想定されていて、来年度以降、どのくらいの家が利用されることを見込んでおられるのか、教えて下さい。さらに、潜在的なそういった家庭をどのように見つけ、支援をしていくかが課題かと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

事業の対象は、要保護児童や要支援児童の保護者に加え、ヤングケアラーなど支援が必要と認める家庭としています。はぐくみセンターが把握している家庭のうち、本事業の対象は400世帯を想定しており、委託事業者を含め体制を整えながら、全ての世帯に利用して頂けるよう取組みを進めてまいります。はぐくみセンターを核とした市内の関係部署及び関係機関による相談支援ネットワークからの情報提供・相談等により対象者を把握し、支援につなげてまいります。

#### (質問)

そもそも、養育に課題を抱えたり、ヤングケアラーにならないための未然防止策の必要性については、どのように考えておられるのか、教えて下さい。

#### <答弁>

保護者の予期せぬ疾病や障害などの課題は、どこの家庭にも起こりうるものと考えています。そのため、どのような状況になっても、家庭だけで課題を抱える前に、早期に相談に

つながり、利用できる支援メニューが整っていることが必要であると認識しています。

### (意見・要望)

本事業の対象は、要保護児童や要支援児童の保護者に加え、ヤングケアラーなど支援が必要と認める家庭とし、対象は400世帯を想定されているとのことでした。また、本事業の対象となりうる潜在的な家庭も少なからず存在しているでしょうし、保護者が予期せず疾病や傷害などの課題を抱え、本事業の対象になることは、どこの家庭にも起こりうるということです。一方で、昨年度、予算編成時は50世帯が延べ1200日利用することを想定されていたものの、実際は8世帯で延べ120日の利用と、想定していたほどの支援につなげられなかったとのこと。そもそも、本事業を担って頂くために必要となる子育て支援と生活支援の両方に精通し、実績のある事業者は乏しく、選定された事業者にとっても予期せぬこと、想定外のこと、ノウハウに乏しいことが少なからず発生し、苦慮されたと想像します。とはいえ、今年度は、昨年度の予算編成時の倍の100世帯への支援を目指して、取り組まれているとのこと。すし、こども支援課としては、あくまで目標は全ての対象世帯に利用して頂くこと、支援の手を届けることとのことですので、現委託事業者とは現場における課題や認識の共有を密に図りながら、解消に向けて手立てを講じるなど、担い手となる事業者の支援にも尽力頂くと共に、更なる担い手の拡大に向けて、事業者の開拓、募集に取り組むなど、体制強化に努めて頂くことを要望しておきます。そのためにも、こういった事業には惜しまず、予算を付けて頂きたいと強く要望しておきます。

## 【産後ケア事業】

### (質問)

産後ケア事業について伺います。実施医療機関を16か所から24か所に拡充され、利用実績は前年度比約1.5倍の延べ1249日となったとのこと。本事業を利用される産婦親子やその家庭に見られる特徴や傾向等があれば、教えて下さい。

### <答弁>

産後ケアを利用される方は、心身の不調や、育児に不安がある、家族などから産後のサポートを十分に受けることができない方で、助産師等のケアや休息を必要とする方です。特に、令和3年度からそれまで出産後4か月頃までとされていた対象が1年未満と拡大され、休息を希望される方も多くおられます。

### (質問)

利用対象児童の年齢が、出産後4か月頃までから1年まで拡大されたことや利用料の減額など利用者視点にたった市の取り組み、利便性の向上に加え、産後ケア事業の市民認知度が上がっていることなどが、利用者数の大幅な拡大につながっているのではないかと思います。

す。今後の産後ケア事業の利用者数はどのように推移していくと見込んでおられるのか、教えて下さい。

<答弁>

事業の周知が進んでいること、対象者の拡大や昨年度実施した利用料の減額等から利用希望者数が増加していることとあわせて、市内の協力医療機関数が増加し、受け入れ枠数が拡充していること等から、利用者数は今後も増加するものと考えております。

(質問)

市内の協力医療機関数が増加しているとのことですが、本事業を担って下さっている助産院などから、持続可能な運営や後継者の養成等の観点から、委託料の増額を期待する声を伺っています。その可能性と、現状をどのように捉えておられるのか、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

委託料に関しましては、寝返りやはいはいなど、こどもの発育・発達の段階に応じた安全確保等を考慮し、本年度より新たにスタッフ加算制度を設定しました。これは、委託先である助産所等医療機関が、助産師などの産後ケアサービス実施者に加えて、育児のサポートや見守りを行うスタッフを配置した場合に委託料を加算するものでございます。委託料の増額につきましては、事業の安心・安全な運営に資するよう、近隣自治体の状況も踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。

(意見・要望)

新たに導入された育児のサポートや見守りを行うスタッフの配置加算制度については、実際に、非常に喜ばれているお声やご意見を伺っており、高く評価させていただきます。その上で、今後も本事業の需要は拡大する可能性があり、市もそのように見込んでおられる訳ですし、新たな担い手の確保に加えて、安心して本事業に参画し、事業を担い続けて頂けるように、ぜひ、担い手の方々のご意見も聞き取って頂きながら、必要に応じて、委託料の増額について、適宜にご検討頂きたいと要望しておきます。

## 【休日保育事業】

(質問)

休日保育事業について伺います。昨年4月から庄内駅前庁舎、昨年10月から豊中市医療保健センターの計2か所で休日保育を実施されましたが、各施設の想定利用者数と実際の利用者数を教えて下さい。

<答弁>

休日保育の利用者の実績につきましては、庄内が令和5年4月から令和6年3月の1年間の当初見込み180人に対して、実績204人。北部が令和5年10月から令和6年3月の半年間の当初見込み210人に対して、実績271人でございます。

(質問)

これまでの本町こども園での休日保育と比較して、利用状況にどのような変化が見られたのか、利便性の向上につながったのか教えて下さい。

<答弁>

休日保育事業については、令和4年度までは、本町こども園1か所で実施しておりましたが、令和5年度からは2か所で実施しております。令和5年4月から庄内一時保育事業と一体的に休日保育を開始し、一年間で延べ204人の利用がありました。また、令和5年10月からは、北部一時保育事業においても、場所の移転にあわせて、庄内と同様に一体的に休日保育を開始し、半年で271人の利用がありました。これに伴い、事業廃止した本町こども園においては、令和5年4月から9月までの半年の実施で、利用実績は299人でした。合計としましては、年間で774人の利用があったことになります。これは、令和4年度の本町こども園での休日保育の一年間の利用者数622人と比較して増加していることから、施設が増えたことや、地理的な面で、利便性の向上につながったものと考えております。

(質問)

休日保育は、日曜日・祝日に就労などにより、保育が困難な満6か月以上の認可就学前施設に入所している児童等が利用できることとなっていると思いますが、就労以外での利用希望も一定数あるのではないかと推測されます。そのような市民のニーズについて市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

「第3期子育て支援行動計画」の策定のため、令和5年度に実施したニーズ調査結果では、認可就学前施設に入所中であるか否か、利用を希望する理由等の区別はしておりませんが、日曜日・祝日に幼稚園や保育所を「ほぼ毎日利用したい」「月に数回利用したい」と答えた方の割合は16.1%となっています。これは、5年前の調査結果12.3%に対して3.8ポイント上昇しており、日曜日・祝日における子どもの預かりについてのニーズが増加していることがうかがえます。

### **(意見・要望)**

日曜日、祝日における子どもの預かりについてのニーズが増加していることが伺えるとの答弁でした。そのニーズが、両親共にもしくは、ひとり親の方で日曜祝日に働いておられる世帯が増加しているからなのか、本事業は、認可就学前施設に入所している児童が利用する事業ですので、利用者の実態調査を実施して、把握、分析して頂きたいと要望しておきます。また、就労以外での利用希望と言え、冠婚葬祭への参加などを想定されているのかもしれませんが、例えば、少し年齢の離れた兄弟姉妹がいて、上の子どもと外出をしたいといったケースや、共働きで平日は時間が取れず、夫婦だけで何かをしたいといったケース、もしくは、親のレスパイト的な利用といったケースなどもニーズがあったり、実際にそういった利用があるのではないかと思います。就労以外での利用希望というものが、より具体的にどういったニーズなのかについても、詳細な調査、分析をして頂きたいと要望しておきます。その上で、私は、そういった利用が必ずしも不適切とは思いませんし、そういったニーズに対応していくことも、場合によっては、子育て・子育て支援につながるのではないかと考えています。今後の休日保育の利用数がどのように推移していくのか、分かりませんが、人的、物理的に対応が可能であり、子育て・子育て支援にもつながると判断されるのであれば、ぜひ、より柔軟なニーズへの対応、受け入れも検討されても良いのではないかと意見しておきます。

## **【一時保育事業】**

### **(意見・要望)**

一時保育事業についてですが、庄内と北部の二か所で実施されていますが、今後、保育所整備が進み、保育需要に供給が追いつけば、現在、本事業の定期利用枠の需要が減ってくる可能性が考えられます。そうなった際に、本事業の定員をどうするのか、さらには、そもそも本事業自体をどうするのか、あらかじめ、検討しておく必要があるのではないかと指摘しておきます。

## **【こどもまんなか社会の実現】**

### **(質問)**

こどもまんなか社会の実現について伺います。本市が各施策や事業を実施される際に、こどもまんなか社会の実現をどの程度、意識、重視されておられるのか、本市が考えるこどもまんなか社会とはどういったものなのかと合わせて、見解をお聞かせ下さい。

### **<答弁>**

本市においてのこどもまんなかとは、まさに本市の「子ども健やか育み条例」における基本理念である、子どもにとっての最善の利益の実現を中心に据える考え方であり、こどもまんなか社会とは、その考え方のもと、子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、そして、社会全体で子どもを愛情深く育む社会

であると考えております。本市の子育ち・子育て支援を総合的・計画的に推進するにあたっては、そのような社会の実現に寄与することを基本として認識しております。

(質問)

市として、こどもまんなか社会の実現に関して、定量的に評価をされていることがあれば、教えて下さい。

<答弁>

子どもの育ちに関しては、子どもの自己肯定感・自己効力感、子どもの体験機会や社会参加事業数などについて、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に関しては、子育てが地域で支えられているかという意識や保護者の子育てに関する不安感・負担感などについて、5年ごとの計画策定に合わせ、アンケート調査等により、経年変化を確認しております。

(質問)

こどもまんなか社会を実現していく上で、こどもの意向や意見、思いをしっかりと把握し、施策や事業に反映させていくことは極めて重要かつ必要なことと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ご指摘のとおり、子どもの意見を施策や事業に反映させていくことは重要かつ必要なことと認識しています。子ども健やか育み条例においても、市の施策について子どもは意見表明が出来ること、表明された意見の内容を審議会に報告すること、市は子どもが意見表明できやすくなるよう施策の情報提供を行うこと、施策の策定にあたっては子どもの意見を反映するよう努めることを明らかにしています。これに基づき、毎年、子育ち・子育て支援行動計画の事業実施状況について、こどもヒアリング等を行っているところです。

(質問)

保護者と子どもと一緒に過ごす時間の確保について、こどもまんなか社会を実現していく上で、どの程度、意識、重視すべき点と考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

保護者が子どもの年齢及び成長に応じて、子どもを育み、その成長を支えるために、子どもの思いを受け止め、向き合えるよう、保護者と子どもと一緒に過ごす時間を確保することは、その家庭ごとに様々状況は異なるものの、重要なことだと考えております。

### (質問)

保護者のニーズに合わせて、保育や見守り、預かり等のサービスや時間が拡充される傾向にありますが、こどもまんなか社会の実現との整合性について、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

保護者が子どもと一緒に過ごす時間を確保することは重要であり、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進など、働き方改革は進めていく必要があるとの認識のもとではあります。現状、様々な働き方や家庭状況がある中、子どもの安全・安心のため必要な場合に、支援やサービスを選択できるようになることが望ましいと考えております。保護者が安心して子育てできる環境を整えることは、より良い安定した親子関係、成育環境につながるため、単に保護者への利益にとどまらず、こどもまんなか社会実現の趣旨である、こどもの最善の利益の実現にもつながるものと考えているものです。

### (意見・要望)

様々な施策や事業を展開しておられますが、実際に、保護者の子育てに関する不安感や負担感の解消につながっているのか、しっかりと調査、分析を続けて頂き、各施策の事業評価や事業の見直しにつなげて頂きたいと要望しておきます。また、こども健やか育み条例において、市の施策について子どもは意見表明ができることや、施策の策定にあたっては子どもの意見を反映するよう努めることが明記されていますが、例えば、小学校の7時開門事業について、子どもたちの意見や声を聴取したり、反映させようとしているようには全く感じませんし、各部、各課において、どれだけ、子どもの意見を聴取し、反映させるよう努めているか、疑問です。こども健やか育み条例に則って、もっと、各施策について、各課には子どもの意見を積極的に聴取すると共に、子どもの意見を反映するよう努めて頂くことを要望しておきます。また、市の施策や事業が、単に保護者の利益にとどまっていないか、働き方改革の足かせになっていないか、保護者が子どもと一緒に過ごす時間の減少に繋がっていないかなど、経年的に調査し、効果や課題の検証に努めて頂くことを強く要望しておきます。

## 【保育料】

### (質問)

保育料の考え方について伺います。国の幼児教育無償化により、1号及び2号認定児童の保育料は無料で、さらに、本市の場合、第2子保育料無償化により、第2子以降の3号認定児童の保育料も無料となっています。つまり、第1子の3号認定児童のみが保育料の負担が発生するのが現状です。あらためて、本市が第2子保育料無償化を決定した経緯と理由を教えてください。その際、第1子の保育料の無償化については検討されなかったのか、検討された場合、第1子の保育料の無償化までは実施しなかった理由をあわせて教えてください。

### <答弁>

本市が第2子保育料無償化を決定した経緯と理由につきましては、子育て世帯への負担軽減を考える中で、保育料について国制度で第3子以降無償とされていたものを本市独自に第2子目以降無償とすることとし、令和4年度よりシステム改修等の準備を行ったうえで令和5年4月から実施したものです。

(質問)

第1子の3号認定児童の保育料は、施設を利用する児童の保護者・扶養義務者の市民税所得割額の世帯合計額に応じて決定されており、8階層に分類され、最高月額7万8000円をご負担頂いています。いわゆる応能負担で徴収されていますが、保育料を応能負担で徴収している理由をあらためて教えてください。

<答弁>

保育料については、子ども・子育て支援法施行令に世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額と規定されていることから、低所得に配慮した応能負担であると認識しています。

## 【病児保育事業】

(質問)

病児保育を利用された児童の年齢別割合を教えてください。

<答弁>

延べ2147人(就学前児童1863人、小学生284人)。

## 【屈折検査】

(質問)

屈折検査について伺います。昨年10月から、3歳6か月児健康診査時に屈折検査を導入されましたが、屈折検査で、何らかの異常が発見される割合はどれくらいなのでしょう。実際に、昨年度の屈折検査での弱視の発見件数を教えてください。

<答弁>

昨年度の受診者数は1779人(R5.10~R6.3)で、医療機関紹介者数は187人でした。そのうち、弱視(可能性あり含む)方が42人でした。



## 【妊婦健康診査】

(質問)

妊婦健康診査について伺います。昨年4月から、妊婦健康診査受診券の配布枚数を14枚から16枚に拡充されましたが、昨年度の妊婦健康診査受診券の利用実績を教えてください。

<答弁>

昨年度の平均使用枚数は13枚で、15回目使用者数は1104人(38.2%)、16回目使用者数は493人(17.1%)でした。

## 【要支援妊婦の初回産科受診に係る受診料支援】

(質問)

要支援妊婦の初回産科受診に係る受診料支援について伺います。昨年度の執行率及び利用実績を教えてください。また、ここ数年の利用推移を教えてください。

<答弁>

昨年度の助成件数は12件で、執行状況は決算額55,883円(予算額155万円)で執行率は3.6%でした。

(※令和5年9月補正予算においては、20~49歳の女性が属する婚姻世帯に対する非課税世帯の割合をふまえ、妊娠届出数の5%を対象世帯数と見込む。)

## (教育委員会)

### 【教育情報セキュリティポリシー監査業務】

#### (質問)

教育情報セキュリティポリシー監査業務について伺います。昨年度から、児童生徒の個人情報や学校で取り扱う機密情報等の外部への流出やご廃棄等のセキュリティ事故の可能性を低減することを目的に、学校外の監査員による監査を実施されるようになりましたが、昨年度の実施校における監査結果の概要を教えてください。児童生徒の個人情報や学校で取り扱う機密情報等の外部流出や漏洩につながるケースなどの指摘はなかったのか、あわせて教えてください。

#### <答弁>

教育情報セキュリティポリシー監査につきましては、令和5年度からの3年間で、全小中学校及び義務教育学校を対象として監査を行うものです。昨年度は19校での外部監査を実施いたしました。昨年度の監査結果につきまして、「自分のアカウント情報を机の上に貼っている」「終業時の端末からのログオフが長期間行われていない」などの課題について指摘がありましたので、当該校において、是正をしています。また、監査で確認された各学校の状況及び好事例についても、各校へ情報提供を行うことで、教員のセキュリティ意識の向上、セキュリティ事故の防止を図っております。

#### (意見・要望)

昨年度から3年間で全て小中学校、義務教育学校を対象とした監査を実施されるとのことです。多忙を極める先生方にとっては、少々、面倒と感じたり、手間に思えることもあるかもしれませんが、常日頃から、情報セキュリティに対する意識、認識を高く持ち、様々な教育情報の適切な対応、取り扱いに細心の注意を払うことで、子どもたちやそのご家族を、さらに学校を、そして、何よりご自身を守ることに繋がると思いますので、引き続き、しっかりと取り組んで頂くと共に、監査によって指摘された課題の是正や共有を図ることで、セキュリティ事故の防止、抑制に努めて頂きたいと要望しておきます。

### 【教育情報化推進事業】

#### (質問)

教育情報化推進事業について伺います。GIGA スクール構想に基づく、児童生徒の一人一台タブレット端末の導入に関して、令和2年度より多額の予算が投入されてきましたが、それにより学校現場はどのように変わってきているのか教えてください。

#### <答弁>

書籍だけでなくインターネット等でより多くの情報から必要な情報を収集したり、調べた

ことをパワーポイントなどのアプリケーションを活用してまとめ・発表したり、動画やデジタル教科書、デジタルドリルを活用して学習したりと、これまではできなかった学びが可能となり、学校における授業の様子が大きく変わってきていると認識しています。

#### (質問)

これまでは出来なかった学びが可能となり、授業の様子が大きく変わってきているとの認識を示されましたが、まだまだ教職員も、子どもたちも、その新たなツールや環境がもたらす可能性に気づいていなかったり、活用が図れていないように感じています。デジタルネイティブ世代とも言われる、今の子どもたちが、ICT を受け身ではなく、学びの手段として自らの発想でもっと自由に使えるような環境や仕組みを整えることが必要ではないかと思えます。あらためて、教育委員会として、タブレット端末の活用によりどのような授業をめざしておられるのか、教えてください。

#### <答弁>

ICT を活用してめざす学びの姿については、昨年度に「豊中市版 SAMR (セイマー) モデル」を策定し、全学校の教職員へ共有しています。「SAMR モデル」は、ICT の活用がどのように授業を変えるかを S・A・M・R の4つの段階で示す尺度です。S 段階は、「作文を原稿用紙に書くのではなく、端末に入力させる」「黒板への板書でなく、大型モニターに表示する」といった、単なるアナログのデジタルへの置き換えによる活用です。A 段階は、クラウド環境を利用して「複数の児童生徒でデータを共同編集させる」、「お互いの意見を共有・比較させることで学びを深める」など、ICT の特性を活かして学習効果を高める活用です。次の M 段階からは、「どのような手段で調べるのか、収集した情報をどんなツールを使ってまとめるのかを、教師ではなく子ども自身が決める」など、授業の主体が教員から子どもに変わっていく段階です。そして、最後の R 段階では、子どもが主体となる学びがさらに進み、社会でわたしたち大人が行っているのと同じように「それぞれが課題を設定し、それぞれの決めた方法で探究的に課題解決に取り組む」といったサイクルの学びを行う段階です。本市においては、A 段階の学習効果を高める意味のある活用を当たり前にし、M 段階の子ども主体の学びへとつながる授業実践を増やすことを当面の目標としています。このように、教師に与えられた課題に全員が同じように取り組む教師主導の授業から、子ども自身がタブレット端末を自由に使いこなし、それぞれの興味関心に基づいた課題に取り組むような子どもが主語となる授業がどの学校でも見られるようになることをめざしています。

#### (質問)

教育委員会が目指しておられるタブレット端末の活用による授業、理想形については分かりました。それでは、そのような授業によって、子どもたちのどのような力を引き出し、どのような子どもたちの姿をめざしておられるのか、教えてください。

### <答弁>

ICT も活用しながら様々な学び方を経験したり、見通しを立てて学習に取り組んだり、振り返りをして自らの学習方法を改善したりする中で、自分の学びの方向性や方法を選択し、よりよく学びを進めていく力を、子どもたち一人ひとりが身に付けることが重要であると考えています。そのような力を身に付けることで、全ての子どもたちが「自立した学習者」として学び続けられるような姿をめざしています。

### (質問)

全ての子どもたちが「自立した学習者」として学び続けられるような姿が見られる日が来ることを私も大いに期待しますが、授業を行うのは、学校現場であり、学校の先生方です。そこで、今後、教育委員会はどのように学校及び教職員を支援していこうと考えておられるのか、教えて下さい。

### <答弁>

「豊中市版 SAMR モデル」を教育委員会が示すことで、学校は「自校が今どの段階にあるのか」という現状把握や、「次はどこをめざすべきか」といった目標設定を行い授業改善につなげています。また、めざす学びの実現に向けては、個々の教員の ICT 活用スキルはもとより、授業力そのものの向上も必要であると考えていますので、引き続き、教育センターによる教員研修や、指導主事による学校訪問での指導・助言等により支援してまいります。また、市の校内研究推進事業では、今年度より「ICT 活用による子ども主体の学びの実現に向けて」をテーマに小学校8校、中学校3校の11校を研究校に指定しています。各研究校の公開授業や、教員対象の内向け HP での情報発信などにより、取り組みの横展開を図り、各校での教育の充実につなげてまいります。

### (意見・要望)

タブレットもインターネットも単なるツールでしかなく、Wi-Fi も単なる環境でしかありません。児童生徒への一人一台タブレット貸与も単なる手段であり、それ自体が目的ではありません。今回、教育委員会が目指しておられる ICT を活用した学びの姿、昨年度に「豊中市版 SAMR(セイマー)モデル」を策定されたことや、その内容についても説明を頂きながら、示して頂きました。また、ICT も活用した新たな学びを通じて、全ての子どもたちが「自立した学習者」として学び続けられるような姿を目指しておられることも理解すると共に、大いに期待をしているところです。全ての児童生徒に適合するのか、この理想像の実現可能性がどれくらいあるのか、実現までにどれくらいの期間を要するのか、未知の点が少なからずありますが、出来れば、セイマーモデルをはじめ、教育委員会が目指しておられる ICT を活用した学びの姿、その学びを通じて、全ての子どもたちに自立した学習者として学び続けられるようになって欲しいとの教育委員会の考えや思いを、保護者にも情報発信して頂きたいと要望しておきます。ただ、正直、実感としては、まだ多くの学校がセイマーモデルでいうところの S 段階、いわゆる単なるアナログのデジタルへの置き換えによる活用もしくは、進んでいるところ

でも、A 段階、複数の児童生徒でデータを共同編集させたり、お互いの意見を共有、比較させるといった活用に留まっているように思います。ぜひ、教職員の方々には、ICT 機器の可能性とともに、子どもたちの可能性をもっと信じ、より自由かつ柔軟に活用できるような意識や寛容性を持って頂くよう教育委員会としても、働きかけと共にサポートをして頂けたらと思います。先週、一人一台のタブレット端末に AI ドリル「ドリルパーク」が新たに導入されたことが、コドモン等で保護者に通知がありました。この AI ドリルもあくまで一つの学習ツールでしかなく、子ども主体の学びが確立してはじめて効果が生じるものだと思います。さらに、今後、教育ダッシュボードの導入も予定されており、まさに、個別最適化、パーソナライズ教育を進めていくためのツール、施策だと思います。ぜひとも、機器や環境などハード面の整備と共に、ICT 活用による子ども主体の学びの実現に向け、意識変革、認識共有などソフト面での取り組みに一層、力を入れて頂きたいと思います。

### 【小学校35人学級の推進】

#### （質問）

小学校35人学級の推進について伺います。小学校における35人学級及び全小学校で5・6年生の教科担任制を推進されていますが、それぞれの取り組みの進捗状況及び、効果と課題についての見解をお聞かせ下さい。講師の採用が想定通りにいかず、苦慮されているようですが、実情と対策についてもあわせて、教えて下さい。

#### <答弁>

昨年度、小学校35人学級は4年生までの全学年及び5・6年生の希望校において実施されております。一方、小学校高学年教科担任制は、専科教員による専科指導と担任間の交換授業による指導、そしてこの2種類の指導法を併用した方法で実施しております。教科担任制の取り組みにより、授業の質の向上、児童の多面的理解、教職員の専門性の向上とともに授業準備の効率化などのメリットがあると考えております。35人学級の推進に限らず、講師確保については、毎年苦慮しているところです。10月1日時点での欠員は小学校で3名、中学校で2名です。市費常勤講師を府費常勤講師に任用替えすることや、常勤講師が入らない場合は、非常勤講師を任用することで、その欠員を埋めるようにしています。講師確保に向けての大学への訪問を増やしたり、市民向けの説明会を行ったり、HP や X で募集をする等の取り組みを行っています。

#### （質問）

35人学級の導入により、クラスの人数が35人以下になった学校において、具体的にどういった点が改善されたのか、例えば、全国学力学習状況調査や大阪府の学力テスト等の結果であったり、いじめの認知件数や不登校児童の数など、定量評価できる指標があれば、教えて下さい。

<答弁>

定量評価できる指標はありませんが、学校からは、児童生徒一人ひとりの状況を把握しやすくなる、教員の負担が減り児童生徒に寄り添った対応がしやすくなるなどの声を聴いているところです。

(質問)

そもそも、35人学級の導入前から35人以下の学級も少なからずあったと思いますが、導入前の時点で、35人以下の学級と、36人以上の学級で、具体的にどういった差が生じていたのか、定量比較できる指標があれば、教えて下さい。

<答弁>

定量比較できる指標はありませんが、先ほど述べました違いがあるものと認識しております。

(質問)

現在、最も少ない人数の学級と最も多い人数の学級の人数を教えて下さい。最も少ない人数の学級と最も人数の多い学級で、学習面や生活面で何らかの明確な差が生じていれば、具体的に教えて下さい。

<答弁>

学級の人数は、児童生徒の転出入により日々変化するため厳密に把握できてはませんが、法制度の理論上は35人学級の1学級あたりの最小は18人、最大は35人となり、40人学級の1学級あたりの最小は20人、最大は40人となります。学習面及び生活面では、教員による児童生徒一人ひとりの状況把握や対応にかかる時間に一定の差が生じるものの、指導面で深刻な影響を及ぼす差があるとまでは言えないと考えております。

(質問)

35人学級については、限られた教職員人材を充当する訳ですから、その効果や課題を定量的に評価しなければ、事業に充てる予算も人員も無駄になってしまうと思いますが、見解をお聞かせ下さい。また、学校によって状況や事情は異なると思いますし、場合によっては、35人学級ではなく、習熟度別授業や複数教員制などに人員をかけた方が、学習面や指導面等で効果が出る可能性もあるのではないかと考えますが、あわせて見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

定量化できる指標はありませんが、教科担任制の取り組みにより、授業の質の向上、児童の多面的理解、教職員の専門性の向上とともに授業準備の効率化などのメリットがあると

考えております。教育委員会といたしましては、令和7年度に小学校の35人学級が実現される予定であることから、現段階では小学校における教科担任制を進め、児童生徒の学ぶ力の育成を図ってまいりたいと考えております。

### (意見・要望)

35人学級、いわゆる少人数学級を否定するつもりはありませんが、35人学級の推進にも当然、教員、講師の確保が必要になります。そして、この事業に限らず、様々な事業や施策において、出来れば教員、講師の加配、増員が切望されていますが、その人材確保は毎年苦慮されています。そのような中で、限られた人材を充当する訳ですから、感覚的、定性的な評価のもとで、事業を進めるのではなく、事業の効果や課題を定量的に評価する必要があるのではないかと、EBPMの視点が必要ではないかと指摘しておきます。そもそも、学校ごとでも、学年ごとでも、学級ごとでも、さらには、同じ学校であっても年度によっても、子どもたちの状況、クラスの状況や雰囲気は全く異なると思います。クラスの人数が多くても、学習面、生活面、指導面など全てにおいてスムーズに学級運営がこなせるクラスもあれば、クラスの人数が少なくても、一人の先生ではなかなか対応が難しいというクラスもあると思います。クラスの人数が多くてもスムーズに学級運営がこなせる学校や学年、学級があれば、少しでも課題や困難が見られるクラスに人員を回すといった対応であったり、習熟度別授業や複数教員制などの手法に人員をかけられるような柔軟な仕組みがあっても良いと思いますし、その方が、学習面や指導面等で効果が出る可能性があると思います。実際、学力向上事業(学びの根っこ幹事業)として、学力調査等から見える課題の大きい学校に対し、選択と集中の視点による人的支援を行っておられますが、同じ学校の中でも選択と集中の視点による人的配置は有効だと思えます。今後、教育ダッシュボードの導入で、より多様かつ細かなデータが集積され、調査、分析が可能になると思いますし、ぜひ、本事業についても、単なる感覚的、定性的な評価だけで、限られた貴重な教職員人材を配置するのではなく、定量評価に基づく人員配置をして頂くと共に、各学校の判断でより柔軟な人員配置を可能とする仕組みも調査研究するとともに、検討頂くことを強く要望しておきます。

## 【学校管理職支援事業】

### (質問)

学校管理職支援事業について伺います。教頭支援のための学校運営支援員を配置するものですが、当初予定数の採用に至らず、執行率が40%となっていますが、今後の採用の見通しと何か対策を考えておられたら、教えて下さい。

### <答弁>

学校運営支援員については、採用予定数の採用に至っております。一方で、教頭が欠員の代替として行っている学習指導に対して支援するため非常勤講師の採用を予定しておりましたが、採用には至りませんでした。今後は、非常勤講師ではなく、マネジメント支援員と

して、教員免許を必要としないことを採用条件にした人材の採用を予定しております。

**(質問)**

他の事業でもそうですが、人材の確保が最大の課題かと思いますが、人員確保が困難な場合、民間の人材派遣会社を活用するといったことは考えられないか、見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

講師の任用にかかる民間の人材派遣会社の活用については、成約時の手数料が発生し、また高額であることから、現在のところなじまないものと考えております。また、府費負担講師の任用に係る民間の人材派遣会社の活用については、大阪府教育庁においても実施しておらず、本市においても府教育庁に準じて実施しておりません。今後は、教員業務の整理を進める中、教員免許を持たない人材の積極的な活用を行いたいと考えております。

**(意見・要望)**

教頭先生の負担の軽減が喫緊の課題でありながら、人材確保に苦慮されている訳ですし、大阪府教育庁が実施しているか否かにかかわらず、人材の確保が図れるのであれば、民間の派遣会社の活用をあらためて、検討されても良いのではないかと思います。また、今後は教員免許を持たない人材の活用も考えているということで、もし、そのような人材も、採用が困難ということであれば、尚更、他の課や部局でも活用されているように民間の人材派遣会社の活用は検討すべきと意見しておきます。

## **【教職員の健康管理】**

**(質問)**

教職員の健康管理について伺います。市の職員は、毎年、職場での健康診断がありますが、教職員の方々の健康診断はどのように行われているのか、教えて下さい。また、健康診断が実施されているのであれば、受診率も教えて下さい。

**<答弁>**

教職員の健康診断につきましては、毎年5月～7月の期間において、巡回方式で各学校での健康診断を実施しております。所属校で受診出来ない方につきましては、年度末までに契約医療機関で健康診断を受けることができます。受検率は、令和3年度は90.6%、令和4年度は91.2%、令和5年度は93.0%となっております。

(参考)市職員の健康診断受診率:88.4%(令和4年度) 88.7%(令和5年度)



### (質問)

ここ数年の休職教職員の数の推移を教えてください。また、休職理由で多いものや、その特徴や傾向があれば教えてください。

### <答弁>

過去3年間の1日以上休職となった教職員数は、令和3年度38人、令和4年度35人、令和5年度22人となっております。休職理由としましては、児童生徒への指導に対する不安・保護者対応に対する不安・職場の人間関係を理由とした精神疾患が多くを占めています。

### (意見・要望)

教職員の方々の健康診断の受診率は比較的高いと感じましたが、引き続き、受診率の維持、向上に努められると共に、教職員の方々の健康管理や把握に努めて頂きたいと思います。一方、休職教職員の休職理由は様々な人間関係を理由とした精神疾患がほとんどのようですが、ストレス チェックに関しては、受診率が芳しくないと言いました。実際に、この検査によって、どれほどのメンタルヘルス不調のリスク低減や未然防止、職場環境の改善につながるかは分かりませんが、ぜひ、メンタルヘルスのケアに対しても、周知や啓発に努めて頂くなど、教職員の方々の精神疾患の未然防止や重篤化予防にもご尽力頂きたいと要望しておきます。

## 【図書サービスポイント】

### (質問)

図書サービスポイントについて伺います。豊中駅構内にサービスポイントを設置されましたが、効果と課題について、市の評価を教えてください。また、実際の利用者数と貸出冊数を教えてください。さらに見込みどおりに推移しているのかもあわせて、教えてください。

### <答弁>

豊中駅図書サービスポイントを開設後、市民の方から「仕事帰りに本を取りに行けて便利」、「駅をよく利用するので近くにできて便利」、「どの時間帯でも返却できるので便利」とのお声を聞いており、効果がある取り組みであると受け止めており、現時点で課題はありません。開設した2月6日から9月までの利用者数は30721人、貸出冊数は46116冊です。年間5万冊を見込んでいたため、順調に推移しているものと考えております。

### (質問)

サービスポイントの利用者の年齢や居住地域、利用頻度、利用時間帯などに傾向や特徴があれば、教えてください。

<答弁>

豊中駅図書サービスポイントの利用者の年齢につきましては、40代・50代がいずれも約20%で全体の4割を占めています。この年代は、16時台に次いで18時台、19時台に利用が多いことが特徴です。次に、居住地域につきましては、豊中駅周辺の本町や玉井町をはじめ千里園のほか、上野西、刀根山の地域の皆さまに多くご利用頂いています。次に、利用頻度につきましては、統計をとっていないため把握しておりません。最後に、利用時間帯につきましては、16時台に次いで、18時台、17時台と夕方から夜間にかけて利用が多い傾向にあります。

(質問)

更なる利便性の向上に向けて、今後の展開について、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

今後の展開につきましては、「みらいプラン」に基づき、鉄道とバスの結節状況や駅の乗降客数を考慮し、緑地公園駅周辺に図書サービスポイントの設置を検討してまいります。

(意見・要望)

豊中駅図書サービスポイントは、好評で、利用者数、貸出冊数共に順調に伸びているとのことです。「どの時間帯でも返却できるので便利」とのご意見があったようですが、返却だけでなく、恐らく、朝の早い時間帯などの貸出のニーズもあると思います。様々な課題や懸念点もあるように伺っていますが、まずは、ニーズ調査をして頂き、必要に応じて、貸出時間の拡大などの検討など更なる利便性の向上に努めて頂きたいと要望しておきます。

## 【豊中デジタル図書館推進事業】

(質問)

豊中デジタル図書館(電子書籍貸出サービス)推進事業について伺います。児童書読み放題パックなど電子書籍のコンテンツの充実と利用の促進を図られたとのこと。実際の利用者数及び貸出点数と、当初の見込み数を教えて下さい。

<答弁>

令和5年度のデジタル図書館の実貸出利用者数が2445人、貸出点数が14339点となります。雑誌と児童書読み放題パックは貸出しではなく、その場での閲覧となり、その件数は9753件となります。また、貸出目標を1万5千点とし取り組みを進めてまいりました。

### (質問)

昨年度は2000点以上増加されましたが、今後の電子書籍のコンテンツ数の目標点数や計画点数があれば、教えて下さい。

### <答弁>

令和5年度の電子書籍数につきましては、令和4年度から2163点増え、13284点となっています。目標点数等は設定しておりませんが、当面現状の点数をキープしながら、認知度を高め利用人数を増やす取り組みや、ニーズに合ったコンテンツ内容の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

### (意見・要望)

電子書籍は、紙の蔵書数に比べると、かなり少なく、現状の書籍数で、どれくらい魅力を感じて頂けるか分かりませんが、ご答弁にもありましたが、そもそも、電子書籍の貸出サービスの存在自体の認知度がまだまだ低いように思いますので、まずは市民への周知に努めて頂きたいと思います。また、児童書読み放題パックのコンテンツがどのようなものか分かりませんが、小中学生向けのものもあるのであれば、周知や案内など広くお知らせをして、貸与しているタブレット等からでも読んで頂けるように、ご検討頂きたいと要望しておきます。

## 【読書離れ】

### (質問)

読書離れについて伺います。先月公表された文化庁の世論調査結果において、1か月に本を1冊も「読まない」とした人が、62.6%と大幅に増えたことが分かりました。また、読書量が以前に比べて減っているか、増えているかの問いには、「減っている」が69.1%と約7割の人が減っていると回答されていました。読書が減った理由については、「スマホやタブレット端末などの情報機器で時間が取られる」が最も多い結果となっていました。このことを、市としては、どのように評価、分析されているか、読書離れが進むことによる課題や弊害はあるのか、見解を合わせて、教えて下さい。

### <答弁>

図書館といたしましては、この結果を踏まえ、読書の重要性を再認識し、読書活動推進の必要性を感じております。読書の楽しさを伝えるイベントや取り組みに加え、デジタルメディアと読書の両立を図ることも大切です。豊中デジタル図書館の利用促進をはかるなど、現代のライフスタイルに合わせた取り組みも研究していきます。今後も調査結果を注視し、適宜取り組みを工夫し、地域の皆様や学校図書館と連携し読書の楽しさや知識の重要性を広めていけるよう努めてまいります。読書離れが進行することに伴う課題や弊害ですが、「知識の不足」、「批判的思考の欠如」、「語彙力の低下」などが指摘されており、知識の幅が狭まり、理解力や思考力が低下する、新しい言葉や表現に触れる機会が減り、

コミュニケーション能力に影響を及ぼす可能性があるなどが考えられます。

(質問)

そもそも、市として、ひと月にどれくらいの本を読むことが理想的と考え、推奨されているのか、教えて下さい。また、ここ数年の図書館利用者数及び貸出図書数、一人あたり平均貸出図書数の推移を教えて下さい。

<答弁>

本を読む理想的な量ですが、個人のライフスタイル・読書習慣が異なるため一概にはわかりませんが、図書館と致しましては所蔵資料の情報発信、館内展示の実施など少しでも多様な資料に触れる機会を提供していきたいと考えております。公共図書館の利用推移ですが、令和3年度図書館利用者数は135万751人、貸出冊数は314万6812冊、市民一人当たりの貸出冊数は7.9冊です。令和4年度利用者数は171万1208人、貸出冊数は345万6107冊、市民一人当たりの貸出冊数は8.7冊です。令和5年度利用者数は155万428人、貸出冊数は333万5995冊、市民一人あたり貸出冊数は8.4冊でした。

(質問)

学校においては、子どもたちにどれくらいの本を読むことを推奨、指導されているのか、教えて下さい。また、ここ数年の小学校、中学校それぞれの学校図書館における貸出冊数と児童生徒一人あたりの平均貸出冊数の推移を教えて下さい。

<答弁>

各学校での読書に関する具体的な数値目標、指導など詳細は把握しておりませんが、読書手帳を活用し読書記録を残す、貸出点数に必ず読み物をいれる、期間内に目標冊数を借りたら追加でもう1冊借りられるなど多様な種類の本に触れる工夫・指導が各学校図書館で行われています。学校図書館での貸出冊数ですが、まず小学校は令和3年度163万3748冊、令和4年度は174万1296冊、令和5年度157万6111冊です。児童一人当たりの冊数は、令和3年度73.2冊、令和4年度78.1冊、令和5年度は71.0冊でした。次に、中学校ですが、貸出冊数は令和3年度から順に10万4832冊、10万2046冊、10万9889冊になります。生徒一人当たりの貸出冊数は同様に令和3年度より10.9冊、10.4冊、11.0冊と推移しています。

(質問)

実感として、就学前児童や小学校の低学年くらいの児童は、図書館で本を読むことに好意的ですが、学年が上がると図書館に行く頻度が減り、中学生や高校生になると、図書館は読書する場所と言うよりも、自習をする場所が変わり、大学生、社会人になるにつれて、図書館離れが進む傾向にあるように思います。読書離れを社会の変化、市民ニーズの変化と

捉え、施策の見直しも考える必要があるのか、見解をお聞かせ下さい。また、例えば、(仮称)中央図書館の中身にも影響を及ぶ可能性があるのか、あわせて、教えて下さい。

#### <答弁>

ご指摘の通り、年齢とともに図書館の利用状況が変化する傾向は多く見られます。一方で、先ほどの文化庁世論調査には、文字活字に触れる機会は変わらない、増えたと回答した人が7割程度おられます。図書館では、学校図書館と連携し文字活字・本の魅力を伝えるビブリオチャンピオンシップの開催や SNS を活用し新刊情報を発信するなど文字活字・本の魅力を様々な手法で行っています。また、平成26年(2014年)に公衆無線 LAN を設置、館内でオンライン情報の取得を容易にし、自学自習スペースも整え多世代が利用できる環境整備を進めております。デジタル情報を含めた多様な媒体による情報提供、学習スペースを含めた「場としての図書館の活用」は(仮称)中央図書館基本構想で基本方針として示していることから、引き続き、基本構想、図書館みらいプランに沿って取り組みを進めてまいります。

#### (意見・要望)

文字活字に触れる機会は変わらない、増えたと回答した人が7割程度もおられるにもかかわらず、本を読まない方が増えているという現状に対し、読書振興課としては、より強く危機感を持って頂いた方が良いと思いますし、場合によっては、意識を変える必要があるのかも知れません。デジタルメディア、デジタルツールは強敵だと思いますし、今の若い世代は、それらのツールや環境が備わった状態で生まれてきている訳で、本などの紙媒体、アナログ媒体に触れたり、知る前に、デジタルツールに触れ、デジタルメディアを知ります。一方、大人になってから、デジタル媒体を知った方も、一度、知り、利用すると、アナログ媒体よりも魅力を感じ、生活していく上で、アナログ媒体に触れる優先順位が下がり、場合によっては、不要になっている方も少なくないと思います。市として、本当に本や読書の必要性や意義を感じておられ、読書離れが問題だと思っておられるのであれば、より明確かつ分かりやすく読書の意義や効果、必要性であったり、一方で、本を読まないことによる弊害やデメリットを市民に発信すべきと思います。あわせて、この読書離れを社会の変化、市民ニーズの変化と捉えるのであれば、本や読書に関する施策の見直しや、(仮称)中央図書館も含め、場所、空間としてのこれからの図書館のあり方をより深く追求していく必要があるのではないかと意見しておきます。

### 【学校図書館】

#### (質問)

学校図書館について伺います。学校図書館の蔵書管理システムを昨年度末にリプレイスしたとのこと。この蔵書管理システムは、誰が管理、使用しているのか、教えて下さい。また、各学校図書館で蔵書内容や蔵書冊数に大きな差や違いは無いのか、教えて下さい。

<答弁>

蔵書管理システムにつきましては、読書振興課が管理し、市内の小学校・中学校・義務教育学校の図書館及び教育センターで使用しています。蔵書冊数につきましては、児童生徒数や学級数により文科省が学校図書館標準を定めており、学校の規模によって違います。本市の令和5年度の充足率は、小学校で108.7%、中学校で107.9%となっております。蔵書内容につきましては、各学校の判断において図書を購入しているため違いがあります。主に、授業で活用する蔵書をはじめ、各学校の教育目標にあったものや児童生徒のリクエストなどに応じて購入されています。

(質問)

各学校図書館における書籍等の廃棄や処分、新規購入等の判断や決定は、誰が、どのような流れで、また、どのくらいの頻度で行われているのか、教えて下さい。また、ここ数年の学校図書館の図書購入費の推移も教えて下さい。

<答弁>

書籍等の除籍や購入につきましては、いずれも各学校司書および司書教諭等図書館担当の教諭が選書し、学校長が承認して行います。頻度は学校により異なります。図書購入費決算額ですが、まず小学校は、令和3年度2899万6543円、令和4年度2810万404円、令和5年度2665万8770円です。中学校は、令和3年度1484万8570円、令和4年度1481万2012円、令和5年度1494万492円です。

(質問)

学校図書館における貸出に関するルールは、各学校でどれくらい差があるのか、把握している範囲で教えて下さい。例えば、一児童、一生徒が一週間に借りられる冊数は学校ごとでどれくらい異なるのでしょうか。また、長期休業中に借りられる冊数も学校ごとで差があるのでしょうか。さらに、学校図書館を利用できる時間や頻度は、学校ごとでどれくらい異なるのでしょうか。

<答弁>

各学校図書館の貸出ルールにつきましては、調査していないため正式には把握しておりませんが、学校司書とのやりとりから違いがあることを確認しております。例えば、同じ学校でも年度ごとに貸出冊数を変更しているところ、調べ学習の時期には授業で使用する資料をプラスで借りることができるところ、期間内に目標冊数を借りたら追加で1冊借りることができるなど、様々なルールで児童生徒に応じた取り組みをされています。長期休業中につきましては、多くの学校図書館において貸出冊数を増やしていますが、冊数の上限については学校によって異なります。学校図書館を利用できる時間や頻度につきましては、学校における図書館の規模や児童生徒数に応じて設定されています。例えば、児童数の多い学校では、休み時間ごとに利用できる学年を限定しているところもあります。また、

放課後につきましても、学校に応じて開館時間など違いがあります。

**(質問)**

長期休業中、例えば、夏休み期間中に、学校図書館を開放し、児童生徒が利用できる日を設けることは、これまで検討されたことはないのでしょうか。

**<答弁>**

長期休業中の学校図書館の開館につきましては、学校において判断されており、教員の指導のもと、夏期休業中に開館日を設定している学校もあります。

**(意見・要望)**

学校の規模等によって、貸出ルールが異なったり、貸出冊数の上限にも差があることは理解しますが、大規模校などで、十分に本が借りられない児童が生じていないか、大規模校と小規模校で一年間に借りられる本の上限数にどれくらい差があるのかなど、一度、調べて頂ければと思います。また、少しでも、子どもたちが学校図書館を利用しやすくするため、夏期休業中に開館日を設けている学校について、どのようなやり方で、どのくらいの頻度や時間、開館しているのかなど詳しく調査して頂き、可能な限り、他の学校でも開館して頂くことを要望しておきます。さらに、小学生に比べて、中学生の学校図書館での貸出冊数がかなり少ないですが、このことに課題認識をもっておられるのであれば、その要因分析とともに、貸出冊数を増やす取り組みを検討されることを求めています。一方で、中学生の中には、図書館を、本を借りる場所と言うよりも、自習する場所として使いたいと考えている生徒もおられるように思いますので、夏期休業中など三期休業中を自習室として開館することもあわせて、ご検討頂きたいと要望しておきます。

## **【第八中学校区における学校運営のあり方】**

**(質問)**

第八中学校区における学校運営のあり方について伺います。昨年度、学校教育審議会において、第八中学校区における中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の学校運営のあり方についての諮問をされたと思いますが、まずは、諮問をされるに至った経緯と理由を教えてください。

**<答弁>**

学校教育審議会の答申を受け、令和5年5月に小中一貫教育の推進に向けた基本的な方針を策定致しました。本方針では義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施することとしており、そのための新たな学校形態として、義務教育学校、または、併設型小中学校を採用することとしております。本方針のもと

づき小中一貫教育を推進するため、第八中学校区を併設型小中学校、いわゆる学園制の学校とし、その学校運営のあり方について調査審議するため諮問するものでございます。

#### (質問)

施設一体型の義務教育学校ではなく、併設型小中学校、いわゆる学園制を選択された理由と、現状の第八中学校区の学校運営からどのような変化や効果を見込んでおられるのか、あわせて教えて下さい。

#### <答弁>

第八中学校を併設型小中学校とする理由でございますが、第八中学校区の小中学校がいずれも標準的な学校規模であることや、一つの小学校から複数の中学校に進学する、いわゆる分割校がないこと、校区内の小中連携が比較的進んでいることなどが主な理由です。期待する効果につきましては、現在、学校教育審議会において「豊中市立第八中学校区における中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の学校運営のあり方について」調査審議しているところではございますが、小中学校の教職員が相互にかかわり、9年間を見通しながら校種間のつながりを意識して学校教育活動に取り組むことで子どもたちの学びに系統性・連続性が生まれ、学力や体力等の向上に効果をもたらすことなどが期待されるところでございます。

#### (質問)

第八中学校区の学園制の今後の進め方について、スケジュールも含めて、あらためて、教えて下さい。

#### <答弁>

現在、第八中学校区の学園制については学校教育審議会で審議しているところで、令和7年5月頃に答申を頂く予定です。当該答申を受け、令和7年度に運営計画を成案化し、令和8年4月には、本市初となる学園制の学校として開校してまいりたいと考えております。

#### (意見・要望)

併設型小中学校、いわゆる学園制の学校とすることで、9年間の子どもの学びの系統性、連続性を高めるねらいは理解しました。また、南部地域で進められている義務教育学校と異なり、施設が統合される訳ではなく、学ぶ場所や校区等が変わる訳ではないため、子どもたちにとっても、保護者や地域の方々にとっても、それほど、大きな変化や違和感を感じることは無いように思います。ただ、再来年(令和8年)4月の開校に向けて、来年(令和7年)5月頃に答申をもらい、それから運営計画の成案化を行っていくというスケジュールには、少し日程的にタイトな気もしますが、現場がバタバタせず、関係者が余裕をもって開校を迎えられるようにして進めて頂ければと思います。また、小中一貫教育を進めるための、新た



な学校形態として、義務教育学校、または、併設型小中学校を採用するとの方針を策定されましたが、今後、それぞれの形態の効果や課題の細かな検証や分析をして頂き、より、効果的、効率的に小中一貫教育が全市的に広めていけるよう努めて頂きたいと要望しておきます。

## 【学力向上（学びの根っこ幹事業）】

（質問）

学力向上について伺います。学力調査等から見える課題を明らかにし、学力課題が大きい学校に対し、選択と集中の視点による支援を行うことで、学校の実態や課題に応じた効果的な学力向上の取り組みを進めたとのこと。本事業の対象校は、全部で何校だったのか教えてください。

<答弁>

対象校は、令和5年度は9校（小学校6校、中学校3校）です。

（質問）

学力課題が大きい学校の実態や課題とは具体的にどういったものか、教えてください。また、学力課題が大きい学校に共通する特徴や傾向があれば、教えてください。

<答弁>

学力課題の大きい学校の実態としましては、例えば、既習事項の定着や、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力等の定着、主体的に粘り強く問題に取り組む力などに課題があります。学力課題が大きい学校に共通する特徴としましては、授業改善に係る研究体制の構築や効率的な研究活動、学力に係る情報の詳細な分析検証に課題があると考えます。

（質問）

その学校の実態や課題に応じた効果的な学力向上の取り組みとは、具体的にどういった取組みなのか、教えてください。

<答弁>

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善の推進や、義務教育9年間の系統的な学びを視点としたカリキュラム・マネジメント等の取り組みが重要であると考えます。それらについて、年3回、学力向上担当者会議を開催し、各校の情報共有と組織的な授業改善の具体的な取り組みについてのワーク形式での研修の実施や、校内研修の講師として指導主事を派遣した学校支援等を行っています。

### (質問)

本事業によって、学力課題の解消は見られたのか、定量的な指標を用いて、教えて下さい。

### <答弁>

現在、学力については、単に知識のみではなく、多様な考えを持つ他者とコミュニケーションを取り課題解決を図る等の力が求められています。全体的に課題改善に向かっている学校もありますが、市全体の傾向と同様に「自分の意見や考えをまとめて表現すること」等の力の育成については、引き続き取り組む必要があると考えます。また、令和5年度の事業実施校においては、「話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができる」や「分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができる」という質問に肯定的に答える児童生徒が80%を上回る学校が3分の2以上あるなど、主体的・対話的で深い学びを目指した授業改善を通して育成されるべき力が身につけてきていると考えられます。引き続き、学力課題の克服に向け事業内容の創意工夫を行ってまいります。

### (意見・要望)

学力課題が大きい学校に共通する特徴としては、授業改善に係る研究体制の構築や効率的な研究活動、学力に係る情報の詳細な分析検証に課題があるとのことでした。授業改善に係る研究体制の構築や効率的な研究活動についても、学力に係る情報の詳細な分析検証は、児童生徒の課題というよりも、教職員側の課題ではないかと思えます。それらの課題が当該学校において、なかなか改善、解消されないことは、理由がよく分かりませんし、当該学校独特の風土や文化、雰囲気ということであれば、人事も含め、抜本的な組織改革が必要ではないかと思えます。いずれにしても、本事業は、対象校を変更せず、既にある程度の期間、継続して実施されてきましたので、かなりのデータが蓄積されてきていると思えますし、今後、教育ダッシュボードが導入されると、更に詳細かつ多種多様な情報収集と分析、検証が可能になると思えますので、大いに期待したいと思えます。ご答弁にもありましたが、私も学力向上に関して重視すべきは、テストで何点取れるかということよりも、どれくらいの児童生徒に学習リズムや学習意欲が備わり、主体的な学びが確立されているかということだと考えますので、そういった観点を重視して、引き続き、取り組みを進めて頂くことを要望しておきます。

## 【体力向上推進事業】

### (質問)

体力向上推進事業について伺います。本市の児童、生徒の体力、運動能力は全国平均や大阪府平均と比較して、どのような状況にあるのか、教えて下さい。また、それらの数値は上昇、低下、どちらの傾向にあるのか、教えて下さい。

<答弁>

令和5年度(2023年度)全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における本市の結果としましては、各種目の体力テストの成績を得点化して総和した体力合計点について、小・義務教育学校では全国・大阪府より下回っていました。前年度比では、男子は向上、女子は低下していました。中・義務教育学校では、全国より下回っていましたが、大阪府より上回りました。前年度比では、男子は低下、女子は向上していました。

(質問)

学力と同様に、体力や運動能力も、大きな課題のある学校は存在しているのでしょうか。

<答弁>

全国や大阪府と比較して、例えば、実技面での総合的な結果割合が二極化している、「運動が好き」「体育の授業は楽しい」といった質問に対して肯定的回答の割合が少ない等の様々な課題が生じている学校もあります。全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果につきましては、各学校で分析を行い、児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、体育・健康等に関する指導などの改善に生かしております。

(意見・要望)

今月、スポーツ庁の体力・運動能力調査が公表され、体力・運動能力はここ10年横ばいから低下傾向にあることが分かりました。また、運動不足が原因で毎年5万人死亡しており、運動不足は、喫煙、高血圧について、死亡の危険因子の3位とのことです。先ほどの、学力向上についても述べましたが、体力や運動能力の向上についても、まずは、如何にして、少しでも多くの子どもたちが運動することを楽しいと感じるようになるか、現状分析と共に、調査研究をして頂き、体育の授業が好き、体を動かすことが好きと肯定的に捉える子どもたちが増えていくようご尽力頂きたいと要望しておきます。

## 【修学旅行・林間臨海学舎補助】

(質問)

修学旅行・林間臨海学舎補助について伺います。昨年度、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、豊中市立学校の児童生徒に関する修学旅行及び林間臨海学舎費を全額補助されましたが、本事業の実施が決定してから、行き先を変更した学校はあったのか、教えて下さい。

<答弁>

令和5年度から令和6年度にかけて行き先を変更した学校は、小学校で9校(5年林間8校、6年修学旅行1校)、中学校で11校(2年キャンプ4校・3年修学旅行7校)あります。

中学校において、修学旅行の内容を充実させることから、2年生での宿泊行事を日帰りの校外学習に変更した学校(4校)もあります。

(質問)

昨年度の修学旅行及び林間臨海学舎において、一児童及び一生徒あたりの補助額が最高の学校と最少の学校の金額をそれぞれ、教えて下さい。

<答弁>

修学旅行費補助の児童生徒一人当たりの最大額は、小学校・義務教育学校前期課程2万9270円、中学校・義務教育学校後期課程6万3270円、最少額は、小学校・義務教育学校前期課程1万7568円、中学校・義務教育学校後期課程2万7776円でした。林間臨海学舎費補助の児童生徒一人当たりの最大額は、小学校・義務教育学校前期課程2万3302円、中学校・義務教育学校後期課程2万3086円、最少額は、小学校・義務教育学校前期課程4302円、中学校・義務教育学校後期課程1万99円でした。

(修学旅行費 小学校 約1.7倍 中学校 約2.3倍)

(林間臨海学舎費 小学校 約5.4倍 中学校 約2.3倍)

(質問)

本事業を実施しての効果と課題を、どのように評価、分析されているのか、教えて下さい。また、現場から課題の意見などはなかったのか、教えて下さい。

<答弁>

本事業の効果としましては、平素と異なる生活環境で見分を広め、より良い人間関係を形成しようとする態度を育てるために必要不可欠な教育活動である宿泊行事に、全ての児童生徒が安心して参加できるようにするとともに、保護者の経済的負担を軽減することができたものと考えております。本事業においては、すでに各校で決定している行程・金額に対する補助であったため、現場からの課題の意見はありませんでした。今後の課題としましては、バス代や宿泊代など宿泊行事費用の値上がりに関する意見が寄せられており、こうした物価上昇が続く経済情勢にどのように対処していくかが課題であると考えております。

(意見・要望)

修学旅行や林間臨海学舎の目的やねらいは、学校間でそれほど大きな違いや差はないと思いますが、児童生徒一人当たりの費用に、修学旅行費に関しては、小学校で最大約1.7倍、中学校で約2.3倍、林間臨海学舎費に関しては、小学校で約5.4倍、中学校で約2.3倍の差があることに、さらに、修学旅行費にしても、林間臨海学舎費にしても、最少額で実施した中学校よりも、高い費用で実施している小学校があることに疑問に思うことがあります。高い金額で実施している学校は、本当にその金額で実施する必要があったのか、一方で

安い金額で実施している学校は、十分な効果が得られたのか、目的が達成されたのか。もし、安い金額で実施された学校に課題が無かったということであれば、本事業は全額公費負担で実施されていることも踏まえ、費用対効果を考慮して、高い金額で実施されている学校にも情報共有を図り最小の経費で最大の効果を上げる努力を追求して頂くよう求めて頂きたいと要望しておきます。

また、全額公費負担（無償化）をする際にも指摘しましたが、児童生徒一人当たりの上限額を設定されているかと思いますが、その上限額が、無償化前に各学校で設定されていた額よりも高い学校については、事業の目的よりも金額ありきで、行き先や内容を選定するといったことが生じていないか、一方で、無償化前に各学校で設定されていた額よりも低い学校については、上限額が設定されたことで、行き先や内容を変更せざるを得なくなったといったことが生じていないか、しっかりと調査して頂きたいと要望しておきます。

## 【校外学習】

### （質問）

校外学習について伺います。まずは、昨年度の全小中学校及び義務教育学校、全学年の校外学習の行き先と、移動手段、実施時期を教えてください。

### <答弁>

校外学習は、1学期の4月下旬から5月頃にかけてと、2学期の9月下旬から11月にかけて実施する学校が多くあります。移動手段は主に電車やバス、徒歩などです。行き先については、低学年は緑地公園や動物園等、中学年では民家集落博物館、原田下水処理場・クリーンランド等、高学年では、奈良公園、神戸海洋博物館等があります。中学校においては、1年生で、万博記念公園で集団作りを目的としたレクリエーションを行う学校や、2年生で淡路島・琵琶湖周辺や吹田市立自然体験交流センター等で自然体験を行う学校があります。

### （質問）

校外学習の目的を教えてください。また、行き先や移動手段、実施時期については、どのような検討がなされているのか、決定までの流れを教えてください。また、検討や決定される際に、特に重要視される点をいくつか教えてください。

### <答弁>

校外学習は、学校行事の小中学校においては遠足・集団宿泊的行事、中学校においては旅行・集団宿泊行事として位置づけられ、自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって見分を広め、自然や文化などに親しむと共に、人間関係などの集団生活のあり方や公衆道徳などについての体験を積むことを目的としています。計画にあたっては、児童生徒の自主的な活動の場や機会を十分に考慮し、行事の目的やねらいを明確にした

上で、各教科等との関連を工夫しながら計画を行います。

(質問)

校外学習の行き先は、毎年、変更されることが多いのでしょうか。また、変更される場合、どのような理由で変更されることが多いのか、教えてください。

<答弁>

児童生徒の実態や校外学習のねらい、他教科等との関連等を踏まえて、行き先を見直し、変更することもあります。

(質問)

校外学習中の保護責任は誰が負うことになっているのか、教えてください。

<答弁>

校外学習については、安心・安全に実施できるよう教員による下見などで事前確認し、見守り体制についても必要に応じて人員を追加するなどしておりますが、万一、目的地内部や移動中に事故が発生した場合については、原因によっては学校や当該事業者などの責任が問われるケースもあるかと推察いたします。

(意見・要望)

小中学校それぞれにおける校外学習の目的は理解しました。また、行き先や移動手段、実施時期等については、行事の目的やねらいを明確にした上で、各教科等との関連を工夫しながら計画されるとのことでした。また、必ず、学年ごとに下見などで事前確認され、安心、安全に実施できることは絶対条件とされ、児童生徒の実態や校外学習のねらいなども含めて、行き先を決定されるということで、当然、下見後に、学校の判断において見直し、変更することもあり得る(できる)と理解しました。

## 【定期健康診断】

(質問)

定期健康診断について伺います。毎年、小中学校で健康診断が実施されていると思いますが、各種検査や検診で、要診察や要治療と診断される児童数や生徒数のここ数年の推移を教えてください。

<答弁>

令和元年度から令和5年度までの健康診断結果における疾病異常の人数や割合の推移

としましては、全体として大きな変化は見受けられず横ばいの状況が続いています。

#### (質問)

要診察や要治療と診断された児童や生徒のうち、診察や治療の完了を把握できている割合は、どれくらいなのか、教えてください。また、以前から、要診察や要治療と診断された児童や生徒について、追跡確認を行うなどして、なるべく全ての対象児童生徒の診察や治療の完了を図るべきと求めてきましたが、何か取り組まれてきたことがあれば、教えてください。

#### <答弁>

各学校において要診察等の診断をされた児童生徒に対して受診勧告を行う際に、受診結果の提出を求めており、その中で児童生徒の受診状況を管理しています。通常、教育委員会において受診結果の状況について各学校からの報告を求めておりませんが、今回、各学校に対して今年度の受診状況について調査を行っているところでございます。

#### (意見・要望)

以前から、課題を指摘すると共に要望もしてきましたが、健康診断は受診することが目的ではありません。あくまで児童生徒の健康状態を把握し、病気や症状の早期発見、早期治療による重症化、重篤化の防止や日々の生活に支障が出ないようにすることが目的のはずです。そうであれば、本来は教育委員会として児童生徒の健康状態を把握し、健康増進を図るためにも、各学校から健康診断の受診結果及び、必要に応じた診察や治療を行っているかの報告を求めるべきと考えます。いずれにせよ、今回、各学校に対して受診状況について調査を行っておられるとのことですので、健康診断において要診察や要治療と診断された児童や生徒がどれくらい診察や治療を受けているか把握され、啓発や勧奨につなげて頂くことを強く要望しておきます。

### 【放課後子どもクラブの運営委託】

#### (質問)

放課後子どもクラブの運営委託について伺います。昨年4月から庄内さくら学園の放課後子どもクラブを、また、昨年10月から、土曜日のみですが桜井谷東小学校の放課後子どもクラブを民間事業者に委託されました。他の直営のクラブと比較して、何か違いや差があれば、教えてください。また、民間事業者に委託したことによる効果と課題をどのように評価、分析されているのか、教えてください。

#### <答弁>

民間事業者においても、直営でのクラブ運営方針に基づき運営を行っているため、基本的な内容は直営と同様ですが、直営のクラブとの違いとしては、科学実験などのイベント

実施や、英語やプログラミングなどの習い事機能の試行実施など、民間活力を活用したサービス提供が可能なところです。また、委託のクラブには常勤職員の施設長が配置されているため学校や市との連絡調整が図りやすく、現場で臨機応変に判断がしやすい環境であると感じています。次に、民間事業者に委託したことによる効果としては、民間事業者では、朝、保育園で勤務した指導員が午後から放課後こどもクラブで働くなど、柔軟な働き方が可能であるため、人員体制を確保しやすく、安定的なクラブ運営に繋がっているものと考えています。また、直営の運営においても、委託したクラブに勤務していた指導員を他の直営のクラブに配置することが可能となり、必要な指導員体制の確保に繋がっていることも効果の一つであると考えています。課題としては、委託にあたって十分な引継ぎ期間を設けていますが、指導員全員が委託開始と同時に変わるため、環境の変化に慣れるまでに若干の時間を要することだと感じています。これらの効果と課題については、毎月実施している対面でのモニタリングの中で運営状況を確認し、改善の取り組みを進めています。

#### (意見・要望)

直営では困難なサービス提供が可能ない点に加えて、何よりも喫緊かつ慢性的な課題であった人員体制の確保の一定の解消により安定的なクラブ運営につながっていることは非常に良いことだと思います。また、直営の運営においても、必要な指導員体制の確保につながっているとのことですので、今後の未実施のクラブへの拡大や、更に放課後セレクトの実施を大いに期待しておきたいと思います。まずは、今後、運営委託されたクラブでは提供されている民間活力を活用したサービスについて、直営でのクラブでも子どもたちが受けられる方法や仕組みについて、早急に検討頂き、何らかの形で実施して頂くことを要望しておきます。

### 【放課後こどもクラブ】

#### (質問)

放課後こどもクラブについて伺います。あらためて、放課後こどもクラブの設置目的を教えてください。また、入会条件を設けられていると思いますが、その内容と条件を設けられている理由を教えてください。

#### <答弁>

放課後こどもクラブは、児童福祉法において放課後児童健全育成事業として位置づけられており、放課後に帰宅しても保護者が労働等により昼間に家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的としています。本市では、小学1年生から4年生までの児童と、支援学級・特別支援学校在籍児童については6年生までを対象に事業の運営をしており、保護者の要件として、週3日以上就労で、1・2年生は午後2時30分、3年生以上の場合は午後3時30分の時点で、家庭に不在であることを基本的な条件としております。これらの条件は、児童福祉法の趣旨をふまえ、待機児童を



発生させずにサービスを提供できる体制を整えるために設定しているものです。

(質問)

会費を徴収している理由を教えてください。また、延長事業として17時以降の利用や、土曜日の利用には、別途の会費を徴収されていますが、その理由も教えてください。

<答弁>

平成5年に運営体制をボランティアから嘱託職員に変更した際に、その財源について保護者に一定の負担を求めることにしたためです。また、平日の利用者の全員が、延長や土曜の利用を希望されないため、平日の会費とは別に当該利用に関する会費を徴収しています。

(質問)

17時以降の延長事業利用者は、保護者のお迎えを義務付けられていると思いますが、その理由を教えてください。

<答弁>

小学校の下校時間や教職員の勤務時間などをふまえ、17時以降の時間帯については、児童の安全面を考慮して保護者のお迎えを必要としています。

(質問)

これまで、お迎えの義務付けを無くして欲しいといった要望があったり、お迎えの義務付けがあるから利用を控えているといったお声はなかったのか、教えてください。また、児童の学年や児童の慣れ具合によっては、お迎えの義務付けを無くすといったことを検討されたことがあれば、あわせて教えてください。

<答弁>

保護者からお迎えを無くして欲しいとの要望を受けた記録は残っておりません。このため、お迎えを無くすことを検討したことはありません。

(質問)

児童が1人で外出する場合、7時と17時では、どちらが安全面で課題が多い(危険性が高い)と思われるか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

土曜日と三季休業中の放課後子どもクラブは、8時から開設していますが、平日の児童の登校時間帯であるため、保護者の同伴を求めています。一方、17時以降の時間帯については、児童の下校時間ではないため安全面への配慮が必要であり、保護者の同伴を求めているところです。

#### (質問)

3月の予算審議の際に、土曜日や長期休業中の放課後子どもクラブの利用児童が8時の開門前に、門の前で待っているといったことや、放課後子どもクラブの利用者から利用時間の繰り上げを求める声があるといったことは生じていないと答弁がありましたが、あらためて、その認識でよいのか、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

7時開門事業の開始に伴い、4月以降に放課後子どもクラブに数件の問合せがあったことを確認しています。いずれも7時開門の制度が始まったことにより、クラブの開設時間を変更するののかについての確認の問い合わせでした。

#### (意見・要望)

放課後子どもクラブは、保育園と同様に保護者の就労状況を利用要件に盛り込まれていることを再確認させて頂きました。また、運営体制をボランティアから嘱託職員に変更した際に、その財源について保護者に一定の負担を求めることにされたこと、延長や土曜日の利用は一部の希望者のみの利用のため、平日の会費とは別に当該利用に関する会費を徴収していることを確認させて頂きました。さらに、小学校の下校時間や教職員の勤務時間などをふまえ、17時以降の時間帯については、児童の安全面を考慮して保護者のお迎えを必要としており、保護者からお迎えを無くして欲しいとの要望を受けた記録は無く、お迎えを無くすことを検討したことは無いことも明らかになりました。ぜひ、これらの経緯や理由、現状を踏まえ、7時開門事業のあり方については、整合性のとれる形で、見直しを含めて、引き続き、検討頂きたいと要望しておきます。

### 【別室登校支援員】

#### (質問)

別室登校支援員について伺います。昨年度、9中学校及び1義務教育学校の校内教育支援センター(別室)に常駐の別室登校支援員を派遣されたとのことですが、派遣された学校の選定はどのようにして行われたのか教えて下さい。また、別室登校支援員は具体的にどのような支援をされているのか、さらに、別室登校支援員とはどういった方なのか、教えて下さい。

<答弁>

別室登校支援員を派遣する学校につきましては、校内教育支援センター（いわゆる「別室」ですが）、を運営する学校のうち、別室登校支援員の派遣を希望する学校長から提出された別室登校支援員の活用に係る計画書が、新たに不登校を生み出さない計画になっているか、また不登校傾向のある生徒の登校支援となる計画になっているかなど、その有効性と期待される効果に鑑み、優先順位を設けて選定しています。別室登校支援員は、教室に入ることに不安を抱える生徒に寄り添い、見守るなど、学校内で安心・安全して過ごすことのできる居場所の運営等に関する支援を行っています。そのため、教員免許や保育士資格等の資格を求めておらず、生徒の不安に寄り添う支援ができると考えられる方を別室登校支援員として任用しています。

（質問）

別室登校支援員を派遣した学校で支援した生徒数を教えてください。また、参考までに、本市で別室登校をしている生徒の数の推移を教えてください。

<答弁>

令和5年度に別室登校支援員を派遣した学校において支援した児童生徒数は、実数で230人です。別室利用児童生徒数は、令和4年度は小学校165人、中学校182人、令和5年度は小学校272人、中学校295人となっています。

（質問）

別室登校支援員が派遣されていない学校においては、誰が、どのような対応や支援をされているのか、教えてください。

<答弁>

別室登校支援員が派遣されていない学校においては、学校により、校長、教頭、授業を担当しない教員が創意工夫により別室を担当する時間を捻出し、運営しています。

（質問）

別室登校支援員の派遣による効果と課題について、評価を教えてください。

<答弁>

別室登校支援員の派遣による効果として、中学校在籍生徒数は、令和4年度から6年度でそれぞれ9776人、9956人、9975人と増えているにもかかわらず、その年度から不登校となった新規不登校生徒数は、令和4年度、令和5年度と変わらず278人であり、その増加を抑えることができました。また、令和6年度につきましては、1学期末終了時点において、令和5年度が82人のところ、令和6年度は59人と新規不登校生徒数が減っています。

課題としては、別室登校支援員の人材確保、支援の質の向上があげられます。

**(質問)**

ほぼ全ての小中学校で別室登校児童、生徒がいると思いますが、支援員の派遣を全校に拡大していくといった考えや検討はないのか、教えてください。

**<答弁>**

別室登校支援員については、令和5年度から3年をめぐりに効果検証を行っていく予定としておりましたが、導入から1年半を経過し、新たな不登校を抑制する効果があらわれていることから、可能な限り早期に全校に拡大できるよう、関係課と調整を行っているところです。

**(意見・要望)**

校内教育支援センター(別室)の存在は、非常に重要かつ必要不可欠な場所と思います。加えて、そこに、ご答弁でもありましたが、資格の有無とかではなく、生徒の不安に寄り添う支援ができる、信頼関係が構築できる方が常におられるということは、生徒たちが安心して、気楽に利用できる、利用しようと思える絶対条件だと思いますので、ぜひ、可能な限り、早急に全校に派遣できるようにご尽力頂くことを要望しておきます。また、別室の存在自体と共に、別室登校支援員の意義や重要性について、各学校長をはじめ、学校現場の先生方の理解や意識の醸成にもあらためて努めて頂くことも要望しておきます。

## **【中学校給食費滞納債権管理】**

**(質問)**

中学校給食費滞納債権管理について伺います。令和4年度2学期開始の中学校全員給食に係る給食費の滞納債権管理を行うため、昨年度に新設した事業とのことですが、一昨年度分、昨年度分の滞納世帯数と滞納額を教えてください。

**<答弁>**

滞納世帯数については、一昨年度分(令和4年度滞納分)303件、昨年度分(令和5年度以前滞納分)316件となります。また、滞納額については、一昨年度分(令和4年度滞納分)5,479,760円、昨年度分(令和5年度以前滞納分)9,544,355円となります。

**(質問)**

滞納に至った主な要因と滞納世帯に特徴や傾向があれば、教えてください。また、中学校給食の滞納世帯の内、小学校給食でも滞納をしていた世帯の割合を教えてください。

#### <答弁>

滞納に至った主な要因や滞納世帯の特徴や傾向については、学校給食費は原則口座振替による支払であるにも関わらず、口座登録を行わない、発行した納付書や督促・催告書に対して無反応であるなど、学校給食費の支払いに対する意識の問題や経済的な理由が推測されます。中学校給食の滞納世帯の内、小学校給食でも滞納をしていた世帯の割合については、約47%となります。

#### (質問)

滞納者に対しては、どのような対応をとられ、どれくらいの滞納解消につながられたのか、教えて下さい。

#### <答弁>

滞納者に対しては、文書催告を行うとともに、納付推進センターの「コールセンター」を活用した電話による納付勧奨を行っています。文書や電話でも、反応がない滞納者につきましては、訪問催告や弁護士委託による催告を行っているところでございます。催告を行う中で、納入が困難との申し出がある場合は、就学援助や生活保護の制度紹介や分納相談にも応じております。令和5年度決算における中学校給食費滞納債権の収納実績は、調定額5,531,860円に対し収納額2,366,115円、収納率42.77%となります。

#### (質問)

そもそも、滞納に至らないようにする手立てや対策について、取り組まれていることや今後、検討や実施を予定されていることがあれば、教えて下さい。

#### <答弁>

滞納対策として、口座未登録の保護者へは納付書発行の際に、口座登録の徹底を啓発するとともに、全保護者に対し、毎月の口座引落日や納入期限について、コドモンによる配信を行っています。滞納額が多い世帯に対しては、訪問催告を行っているところですが、不在であることが多いため、今後は夜間・休日の訪問催告を強化するなど、滞納額の縮減に取り組んでまいります。

#### (意見・要望)

訪問催告を行っても不在であることが多いケースもあるとのことで、例えば、各学校と連携し、当該世帯の個人懇談の日などに、督促や催促、徴収をしたり、口座登録をして頂くといったことも検討されてはと思います。その上で、経済的理由により滞納されていると判断された場合は、就学援助や生活保護の制度紹介や分納相談に応じたり、必要に応じて、関係部局、関係機関につないだり、連携することも可能になるのではないかと意見しておきます。

## 【いじめ防止基本方針の推進】

### （質問）

豊中市いじめ防止基本方針の推進について伺います。昨年度、生徒指導やいじめに関する学校等からの相談が928件あり、対応、支援を行われたとのことですが、ここ数年の推移を教えてください。また、いじめの未然防止等の対策を進めたとのことですが、本市のいじめ認知件数の推移もあわせて教えてください。

### <答弁>

学校等からの相談件数につきましては、延べ件数で、令和3年度が1019件、令和4年度が1310件です。いじめの認知件数につきましては、実件数で令和3年度が848件、令和4年度が1426件、令和5年度が1539件です。

### （質問）

いじめを未然防止するには、どういった状況や状態になれば、いじめが発生するのかを理解、把握しておく必要があると思いますが、いじめが発生するメカニズムは解明されておられるのか、教えてください。また、いじめを未然防止するためには、どういったことが重要と考えておられるか、教えてください。

### <答弁>

いじめる心理を考えると、生徒指導提要では「加害者の背景にいじめの人格というような固定的なものがある訳ではなく、おそらく一人の子どもの心の中で善と悪との葛藤が生じ、時に悪の衝動が勝っていじめを行ってしまうことになると捉えることができ」とあり、本市も同様の認識です。そのことから、児童生徒の発達段階に応じて、自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取り組みを継続的に行うことは、未然防止教育において重要と考えます。

## 【学校問題解決支援事業】

### （質問）

学校問題解決支援事業について伺います。保護者等から寄せられる学校・教育委員会における解決困難な課題に対し、学校問題解決支援事業相談チームが中心となり、早期解決を図ったとのことですが、昨年度の対応件数を教えてください。また、ここ数年の推移もあわせて教えてください。

### <答弁>

学校問題解決支援事業には、相談チームと支援チームがあり、相談チームは、主に法的な判断が重視されるケースを扱い、学校長からの申請を受け、法律相談等を実施しています。

相談チームにおける過去3年の対応件数の推移は、令和3年度が18件、令和4年度が16件、令和5年度が21件となっています。

(質問)

解決困難な課題とは具体的に、どのような内容が多いのか、教えてください。

<答弁>

解決困難な課題となる背景には、様々な理由や事情などがございますので、具体的にお伝えすることは非常に困難ですが、保護者等から学校に対する要求などが多様化、複雑化する中で、教育的視点だけではなく法の理解に基づく対応が学校に求められるケースが増加している傾向にございます。

(質問)

本事業において早期解決が図れた件数の割合を教えてください。また、支援チームや相談チーム、専門家の助言や支援があっても解決できないケースは、どのように対応されているのか、教えてください。

<答弁>

早期解決に向けての支援や相談を受けているため割合としての算出はできません。何をもちいて解決とするかは事案によって様々であるため、一律の基準による割合は算出することが困難です。専門家の助言を受け、一定の対策をしたことを解決とするのであれば100%となります。一度の助言や支援で解決が困難なケースにつきましては、定期的に専門家へ対応状況等をお伝えし、それまでの対応の振り返りを行い、変化した対応状況を鑑みた新たな助言や支援を行っております。

## 【学校配当金】

(質問)

学校配当金について伺います。学校配当金の算出方法を教えてください。また、算出方法は毎年、変動しているのか、教えてください。

<答弁>

児童・生徒数や学級数などの学校規模に応じ配当額を算出しています。基本的には前年度を引き継いでいるため算出方法の変動はありませんが、学校の周年事業実施の年度に合わせて加算される場合があります。

## 【コミュニティスクール】

### (質問)

コミュニティスクールについて伺います。昨年度、モデル校として、30校で設置されたかと思いますが、具体的な活動内容について教えてください。また、効果と課題をどのように評価されているのか、教えてください。

### <答弁>

学校運営協議会を設置し、学校経営計画に関することや教育課程の編成に関すること、学校予算の編成及び執行に関することなど、校長が作成した基本的な方針について協議を行っています。効果としましては、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに学校運営への支援及び協力が促進され、双方の信頼関係を深めることにつながることで、課題としましては、委員の委嘱業務が煩雑であることや委員の選定にあたって、学校長の負担が増えていることが挙げられます。

## 【議決を得ず教員用教科書や教材の購入】

### (質問)

全国各地で、条例で定められた議会での議決を得ず教員用教科書や教材の購入していた事案が報道されていますが、本市においてはそういった事案は生じていないのか確認はされたのか、教えてください。

### <答弁>

本市において、条例で定められた議決を要する契約金額2000万円を超える教員用教科書、指導書の購入契約がないことを確認しております。